

# 市産材補助金交付事務の流れ

## 申請受理段階

## 交付決定審査段階

## 交付確定審査段階

## 補助金支出段階

審査等工程

- 形式的要件審査(補助条件具備)
- ・事務所・店舗を含む建物でないこと
  - ・市内の原木市場・製材所であること
  - ・市内で業を行う建築業者であること
  - ・着工(プレカット等加工)前であること
  - ・使用材積量が下限額以上であること
  - ・書面体裁が充分及び整合があること
- 実質的要件審査(虚無事実調査)
- ・建築業者等、市内事業活動の実体
  - ・出荷証明書の妥当性

※申請時、出荷証明書の不添付は不問

材料検査(製材後～プレカット前)



※現物と積算書の寸法・数量を対照

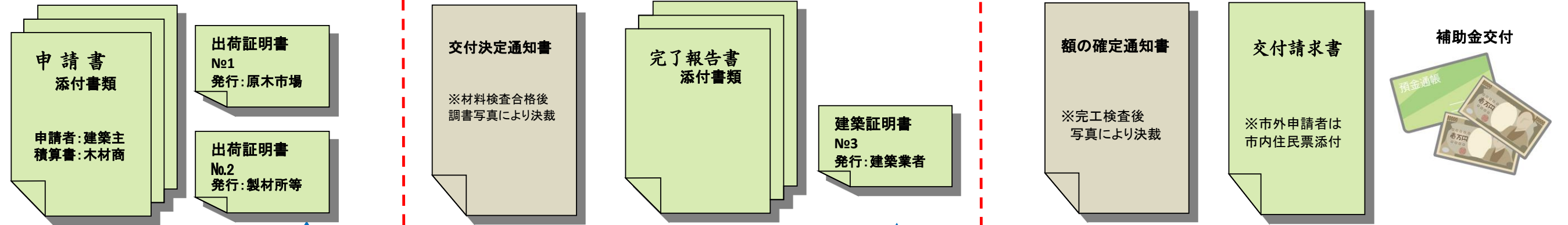
完工検査(上棟後～外壁施工前)



※材料検査時部材使用確認(主に構造材)  
※改築は造作完了後に検査(主に造作材)

- 申請者市内転住確認(住民票提出)
- ・確認後に支出決定する
- 申請者アンケート実施(任意回答)
- ・事業効果等に関して設問
  - ・事業継続等の意向を収集
- 処分等制限該当の調査(5年間)
- ・用途の制限に反則する等の事実

補助金工程



※商慣習上、出荷証明書は納材(現場)後

建築等工程

